

令2情個審第8号  
令和2年6月26日

秋田市長 穂 積 志 様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 柴田一宏



秋田市情報公開・個人情報保護審査会における審議について（送付）

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第7条第2号の規定に基づき、令和2年5月7日付け令2情統第668号で依頼のあった審議事項について、下記により調査審議を行いましたのでその結果を送付します。

#### 記

1 審議年月日 令和2年5月19日（火）および6月10日（水）

#### 2 審議事項

住民記録や税務などの汎用機（基幹系システム）のオープン化事業（以下「オープン化事業」という。）実施に伴う、オンライン結合による個人情報の提供禁止の例外について

#### 3 審議結果

オープン化事業実施に伴うオンライン結合については、先進機器の導入による市民サービスの向上、業務の見直しや標準化による行政運営の効率化、および運用コストの削減等に繋がることから公益上特に必要があると判断される。よって、当該事業に係るオンライン結合を個人情報の提供の禁止の例外とすることは、妥当であると考える。

なお、運用に当たっては、受託業者に対し、個人情報の適切な管理をするための措置を講ずることを徹底させるとともに、作業従事者が個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用するがないよう必要な措置を講ずるように求める等、個人の権利利益の保護に十分に配慮するよう努められたい。

#### オンライン結合による個人情報の提供の禁止の例外（条例第7条第2号）

対象事業名	オンライン結合により情報提供する理由等
住民記録や税務な	総務省が推進する電子自治体に係るオープン化事業は、先進機器

どの汎用機（基幹系システム）のオーブン化事業 の導入、業務の標準化や見直し、運用コストの削減等に繋がるものである。本事業を運用するに当たっては、徹底した安全管理措置のもと、本市と受託業者の電子計算機を通信回線を用いて結合し、リアルタイムな情報共有を行うことで、作業効率の向上と費用の削減が図られるものであることから、オンライン結合による情報提供が必要なものである。